

「さんかく岡山」ミーティングルーム利用規程

(平成15年10月6日制定)

(令和6年6月19日改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山市男女共同参画社会推進センター(以下「さんかく岡山」という。)のミーティングルームの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 ミーティングルームの使用目的は、3人以上で行う3時間以内の会議、ミーティング、研修会、学習会及び利用団体の活動に必要なさんかく岡山館長(以下「館長」という。)が認めた作業等に限るものとする。ただし、市が主催若しくは共催する事業又はこれらと同等であると館長が認めたものについては、3人未満での使用及び3時間以上の使用を認めることができる。

(使用の予約)

第3条 ミーティングルームを使用しようとする者は、事前に電話、窓口等でさんかく岡山に予約するものとする。

2 前項の予約は、使用予定日の1ヶ月前から1回分に限り受け付ける。ただし、前条ただし書に掲げる使用目的に該当する場合は、この限りでない。

3 前2項の規定に関わらず、他に使用予定がない場合で、館長が特に必要と認めたときは、予約のない使用を認めることができる。

4 使用の予約は、ミーティングルームA、B及びCのそれぞれ単独で受け付けるものとする。ただし、前条ただし書に掲げる使用目的に該当する場合は、二部屋又は三部屋にわたる使用を認めることができる。

(使用の制限)

第4条 政治的活動、宗教的活動、営利目的の活動その他公序良俗を害するおそれのある活動及びさんかく岡山の管理上支障があるときは、ミーティングルームの使用を認めない。この場合においては、現に使用中であっても、その停止を求めることができる。

(使用料金)

第5条 ミーティングルームの使用料金は、無料とする。

(室内への持ち込み)

第6条 ミーティングルーム内への飲料の持ち込みは可とする。

(原状回復の義務及び損害賠償)

第7条 使用者の原状回復の義務及び損害賠償については、岡山市男女共同参画社会推進センター条例(平成12年市条例第35号)第12条及び第13条の規定の例による。

(遵守事項)

第8条 使用者の遵守事項については、岡山市男女共同参画社会推進センター条例施行規則(平成12年市規則第51号)第10条の規定の例による。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

附 則

この規程は、平成15年10月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月19日から施行する。